

## 農山漁村 6 次産業化対策事業業務規程

	24 食流機構第 51 号
	平成 24 年 4 月 5 日
	24 食流機構第 286 号
一部改正	平成 24 年 8 月 15 日
	25 食流機構第 107 号
一部改正	平成 25 年 3 月 21 日
	25 食流機構第 602 号
一部改正	平成 25 年 10 月 3 日
	26 食流機構第 5 号
一部改正	平成 26 年 1 月 28 日
	28 食流機構第 57 号
一部改正	平成 28 年 3 月 28 日

### 第 1 目的

- 1 この業務規程は、公益財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）が食と農 林漁業の再生を図るため、農山漁村 6 次産業化対策事業の実施に関する基本的事項を定め、もって業務の適切な運営に資することを目的とする。
- 2 この農山漁村 6 次産業化対策事業業務規程（以下「業務規程」という。）に基づいて交付される助成金については、食品流通構造改善緊急対策事業等実施要領（平成 4 年 7 月 22 日付け 4 食流第 2349 号農林水産事務次官依命通知以下「実施要領」という。）及び食品流通構造改善緊急対策事業等補助金交付要綱（平成 4 年 7 月 22 日付け 4 食流第 2350 号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、この業務規程によるものとする。

### 第 2 事業の種類

この業務規程に定める事業は、次のとおりとする。

- 1 農山漁村 6 次産業化緊急対策推進事業
  - (1) 6 次産業化推進整備事業
  - (2) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
- 2 6 次産業化推進事業  
連携施設整備事業

### 第 3 事業の内容

農山漁村 6 次産業化対策事業は、次に掲げるとおりとする。

- 1 農山漁村 6 次産業化緊急対策推進事業
  - (1) 6 次産業化推進整備事業  
機構は、農林漁業者団体等が 6 次産業化を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、農林水産物の生産のための機械・施設の整備に要する経費の 2 分の 1 に相当する額以内を助成する。
  - (2) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業  
機構は、民間、大学、独立行政法人等の総力を結集し、農林水産業の成長産業化に必要な先進的な技術の実用化を推進するため、「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野

等に位置付けられた技術等、事業化が見込まれる新技術について、開発段階から実証段階に進む過程の技術実証に必要な実証施設の整備に要する経費の2分の1に相当する額以内を助成する。

## 2 6次産業化推進事業

### (1) 連携施設整備事業

機構は、農林漁業者と多様な業種の事業者が連携して行う地産地消等の取組（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年5月法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条又は第5条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に基づく取組に必要となる大規模な加工販売施設・機械の整備等に要する経費の2分の1に相当する額以内を助成する。

## 第4 6次産業化対策事業勘定

- 1 機構は、本事業を実施するため、「6次産業化対策事業勘定」を設ける。
- 2 6次産業化対策事業勘定は、本事業の事業実施主体への経費の支払いに要する経費（以下「事業費」という。）及び機構が本事業を実施するために必要な管理・運営に要する経費（以下「管理運営費」という。）で構成される。
- 3 機構は、事業費及び管理運営費の経理を区分して整理するものとし、それぞれの経費の相互間における流用はしてはならない。
- 4 6次産業化対策事業勘定は、金融機関による決済性預金により安全・確実に管理する。

## 第5 審査委員会

- 1 機構は、本事業の円滑かつ安全な運営を図るため、本事業の事業内容を踏まえ、審査に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる専門家の中から委員を委嘱し、農山漁村6次産業化対策事業実施者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、開催するものとする。
- 2 委員会は、公募要領及び審査基準を作成するとともに、公募に伴う事業実施候補者の選定審査を行うものとする。

## 第6 事業実施候補者の選定手続

- 1 機構は、公募により、事業実施主体を決定するものとする。
- 2 機構は、1の決定をする場合には、第5で定める委員会による選定審査を実施し事業実施候補者を選定する。

## 第7 事業実施計画の承認及び変更

- 1 事業実施主体は、第8に掲げる交付申請をする際にはあらかじめ、次に掲げるとおり、事業実施計画書を作成し、承認を受けるものとする。
  - (1) 6次産業化推進整備事業  
事業実施主体は、別記1の第7及び第12に従い、事業実施計画書及び費用対効果分析を作成の上、機構に提出し承認を受けるものとする。
  - (2) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

事業実施主体は、別記 2 の第 6 に従い事業実施計画書を作成の上、機構に提出し承認を受けるものとする。

(3) 6次産業化推進事業

連携施設整備事業

事業実施主体は、別記 6 の 1 の第 7 及び第 12 に従い事業実施計画書を作成の上、機構に提出し承認を受けるものとする。

2 機構は、1 で提出のあった事業実施計画を承認又は変更の承認をしようとするときは、事業毎に次に掲げる協議対象者に協議するものとする。

区分	協議対象者	主な協議内容
1 6次産業化推進整備事業	実施要領に定める協議対象者	注 1 及び注 2 のとおりとする。
2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	食料産業局長	公募要領別表 1 の第 2 「趣旨」に照らし妥当なものであるか。
3 6次産業化推進事業 連携施設整備事業	実施要領に定める協議対象者	注 1 及び注 2 のとおりとする。

(注 1) 当該応募者が認定総合化事業計画に従って六次産業化法第 3 条第 4 項に定める総合化事業に係る取組を実施する者である場合、応募書類の内容が認定総合化事業計画の内容に照らし妥当なものであるか。

(注 2) 当該応募者が認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携法第 2 条第 4 項に定める農相工等連携事業のうち新商品の生産に係る取組を実施する者である場合、応募書類の内容が認定農商工等連携事業計画の内容に照らし妥当なものであるか。

第 8 助成金の交付手続

1 交付申請

事業実施主体は、別記様式第 1 号により、農山漁村 6 次産業化対策事業助成金交付申請書を作成の上、機構に提出するものとする。

2 交付決定

機構は、農山漁村 6 次産業化対策事業助成金交付申請書の内容が本事業の趣旨に照らし適正なものであると認められるときは、当該助成金の交付決定を行うものとする。

3 概算払

事業実施主体は、助成金の概算払請求をしようとするときは、別記様式第 2 号の概算払請求書を機構に提出するものとする。

4 変更承認申請

事業実施主体は、助成金の交付決定があった後において、別紙に掲げる重要な変更を行う場合には、別記様式第 3 号の助成金変更承認申請書を機構に提出するものとする。

5 実績報告及び精算払

(1) 事業実施主体は、事業が完了したとき(事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)

は、事業を完了した日から起算して 1 月又は翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに、別記様式第 4 号により農山漁村 6 次産業化対策事業助成金実績報告(兼精算払請求)書を作成の上、機構に提出するものとする。

(2) 機構は、農山漁村 6 次産業化対策事業助成金実績報告(兼精算払請求)書における事業の内容が 1 の農山漁村 6 次産業化対策事業助成金交付申請書の内容に沿った事業が行われ

たものと認められるときは、事業実施主体に対し、額の確定及び精算払いを行うものとする。

## 第9 交付決定の条件

機構は、業務規程で定める助成事業に係る交付決定をする場合には、次の条件を付するものとする。

- 1 助成金の交付の対象となる事業を行う者が当該助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ機構会長の承認を受けなければならないこと。
- 2 事業実施主体が第8の4に掲げる変更をするときは、機構会長の承認を受けなければならないこと。
- 3 第2の1の(1)又は(2)の助成事業を行う事業実施主体にあつては、別記1の第3、別記2の第3の2又は別記6-1の第3において導入する機械等については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従つて、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 4 助成事業を行う者は、助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに機構会長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 5 助成金に係る消費税等相当額の取扱いについては、次に掲げる条件に従わなければならないこと。
  - (1) 事業実施主体が第8の1の交付申請書を提出するにあたり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額という。以下同じ。)がある場合には、これを当該助成金の交付申請額から減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
  - (2) 事業実施主体は、(1)のただし書により助成金の交付申請をした場合において、第8の5の(1)の実績報告書を提出するにあつて、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告するものとする。
  - (3) 事業実施主体は、(1)のただし書により助成金の交付申請をした場合において、(2)の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書を速やかに機構会長に提出するとともに、その金額((2)の規定により減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。
- 6 事業実施主体は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。

## 第10 事業実施状況の報告

事業実施主体は、助成金の交付のあった年度の各四半期の末日現在において別記様式第6号により助成金遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末までに機構会長に提出するものとする。

## 第11 助成金の返還等

- 1 機構は、事業実施主体が助成金を他の用途に使用するなど、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等又は機構の指示に違反したときは、助成金の交付の決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 1の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 機構は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関する助成金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 4 機構は、事業実施主体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 5 事業実施主体は、3及び4の規定による取消しに関し、助成金の返還を求められたときは、機構が別に定めるところにより納付しなければならない。

## 第12 財産の処分の制限等

- 1 第2の1の(1)、(2)又は第2の3の(1)の事業を行う事業実施主体は、当該事業により取得し、又は効用の増加した機械等について、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間において、交付の目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合には、あらかじめ機構会長の承認を受けなければならない。
- 2 機構は、1の承認により、事業実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

## 第13 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、機構の助成事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は、当該助成事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には処分制限期間を経過するまでの間、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 2 民間団体のうち公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人は、別記様式第8号によりこの助成金に係る助成金等支出明細書を作成し、別記様式第9号による助成金等概要報告書を添付した上で、計算書類と併せて事務所に備え付け公開するとともに、助成金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに機構会長に報告するものとする。
- 3 機構は、助成事業が適切に行われるために必要と認める場合には、事業実施主体に対し、報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができるものとする。

## 第14 事業別事項

その他、それぞれの事業ごとに定める事項については、次に掲げるとおりとする。

- 1 農山漁村6次産業化緊急対策推進事業
  - (1) 6次産業化推進整備事業(別記1)
  - (2) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業(別記2)
- 2 6次産業化推進事業
  - 連携施設整備事業(別記6の1)

## 附則

この業務規程は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日(平成24年4月5日)から施行す

る。

附則

この業務規程の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 24 年 8 月 15 日）から施行する。

附則

この業務規程の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 25 年 3 月 21 日）から施行する。

附則

この業務規程の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 25 年 10 月 3 日）から施行する。

附則

この業務規程の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 26 年 1 月 28 日）から施行する。

附則

この業務規程の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 28 年 3 月 28 日）から施行する。